

南房総広域水道企業団公告 第2号

制限付き一般競争入札の実施について

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び南房総広域水道企業団財務規程（平成2年管理規程第1号。以下「財務規程」という。）第111条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

南房総広域水道企業団企業長職務代理者
南房総広域水道企業団副企業長 石 井 裕

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 物 品 名 大多喜浄水場 水道用硫酸
- (2) 納入場所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地 大多喜浄水場
- (3) 納入期限 令和8年4月1日から令和9年5月31日まで
- (4) 業 種 浄水処理用薬品（水道用硫酸）

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本物品の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第167条の4及び財務規程第112条の規定に該当しない者。
- (2) 財務規程第113条の2に定める南房総広域水道企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者。
- (3) 対象物品と同種の物品について納品等の実績があること。
- (4) 南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）又は国若しくは他の地方公共団体等から対象物品の入札公告日から対象物品の入札日までの間、指名停止措置を受けていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「更生法」という。）第17条に定める更生手続開始の申立てがなされている者（更生法第41条に定める更生手続開始決定を受けている者は除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号。以下「再生法」という。）第21条に定める再生手続開始の申立てがなされている者（再生法第33条に定める再生手続開始決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次に掲げる要件にすべて該当する者。
 - ① 資格者名簿に登載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者。
 - ② 資格者名簿において「浄水処理用薬品（水道用硫酸）」に登録がある者。

③ 以下の必要書類を提出した者。

1	購入物品の製造業者又は製造業者の代理店である証明ができるもの ① 製造業者であることの確認 : 会社概要等の書類 又は ② 製造業者の代理店であることの確認 : 代理店証明書
2	浄水薬品供給能力調査表 (別紙 1)
3	品質規格に適合することが証明できるもの (別紙 2)

④ 過去 5 年間 (令和 3 年度～令和 7 年度) に水道事業体に対し、浄水処理用薬品 (水道用硫酸) の納入実績のある者。

3 設計図書等の縦覧及び貸与

本物品に係る契約書案、入札約款、設計図書及び仕様書 (以下「設計図書等」という。) 等の縦覧及び貸与を、次に掲げる日時及び場所において実施する。

- (1) 縦覧期間 令和 8 年 2 月 13 日 (金) から令和 8 年 3 月 2 日 (月) まで
※南房総広域水道企業団の休日を定める条例 (平成 2 年条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に定める企業団の休日 (以下「企業団の休日」という。) を除く。
- (2) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)
- (3) 縦覧場所 南房総広域水道企業団のホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課
- (4) 貸 与 等
 - ・設計図書等は、企業団のホームページからダウンロードできるほか、CD-R による配付も行うので希望する者は、CD-R (未使用) を用意し下記 15 の問合せ先に連絡すること。
(URL: <http://www.m-sui.jp/bids/limit.html>)
 - ・設計図書等の貸与は、設計図書等の縦覧と同時に行うので、設計図書等の貸与を受けた者は、速やかに返却すること。

4 入札説明書等の配付

本物品に係る入札説明書、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等を、次に掲げる日時及び場所において配付する。

- (1) 配付期間 令和 8 年 2 月 13 日 (金) から令和 8 年 3 月 2 日 (月) まで
※企業団の休日を除く。
- (2) 配付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)
- (3) 配付場所 南房総広域水道企業団のホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課
- (4) 配付方法 企業団のホームページからダウンロードできるほか、CD-R による配付も行うので希望する者は、CD-R (未使用) を用意し下記 16 の問合せ先に連絡すること。
(URL: <http://www.m-sui.jp/bids/limit.html>)

5 入札参加の申請

本工事の入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等各 1 部を、事前に電子メールで送付（送付先：gyoumu@m-sui.jp）し、担当者に確認を受けた上で、次に掲げる期間中に受付場所に郵送により提出すること（必着）。

- (1) 受付期間 令和 8 年 2 月 13 日（金）から令和 8 年 2 月 25 日（水）まで
※企業団の休日を除く。
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 受付場所 南房総広域水道企業団 業務課

6 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 南房総広域水道企業団 2 階 会議室
- (2) 日 時 令和 8 年 3 月 3 日（火） 午前 10 時 15 分から

7 入札保証金

免除する。

8 最低制限価格の設定

本物品に係る入札は、最低制限価格を設定しないものとする。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の執行

- (1) 入札は、入札約款（平成 2 年 10 月 12 日制定）に基づき実施する。ただし、入札約款第 9 条に規定する再度入札は行わない。
- (2) 入札は、上記 6 の場所及び日時に出頭し行わなければならないものとし、郵送による入札は禁ずる。
- (3) 入札参加者は、入札に先立ち、上記 5 の受付時に交付を受けた受付票の写し（以下「受付票の写し」という。）を提出すること。

11 入札の無効

本物品の入札について、財務規程第 119 条の規定によるほか、次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加申請をしていない者及び入札参加申請にあたり虚偽の申請をした者のした入札。
- (2) 受付票の写しを持参しない者のした入札。

(3) その他入札に関する条件に違反した入札。

12 落札者の決定

- (1) 本物品の入札は、開札の結果に基づき第1順位者から順位を確定し、落札者を保留する。ただし、最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を第1順位者とする。
- (2) 入札終了後、第1順位者から順に入札参加資格を有する者1名が確認できるまで審査又は調査等を行い、その結果に基づき落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定は、入札日の翌日から起算して5日以内（企業団の休日を除く。）に行う。ただし、やむを得ない事情があるときは5日を超えることができるものとする。

13 落札者決定の通知

- (1) 落札者を決定したときは、落札者に対しては、落札者決定後、直ちに電話等により通知し、入札参加者に対しては、書面により速やかに通知する。
- (2) 入札参加資格の審査の結果、落札者と認められない入札参加者は、原則として、(1)の通知を送付した日を含め7日以内（企業団の休日を除く。）に、企業長に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (3) 落札者と認められない入札参加者が、その理由について説明を求めた場合の回答は、原則として説明を求められた日から5日以内（企業団の休日を除く。）に、書面により行う。

14 契約の確定

この公告に係る契約について、当企業団の事業は令和8年度から千葉県企業局が引き継ぐことから、本件の予算となる令和8年度水道用水供給事業会計予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合に、千葉県企業局において同年4月1日に確定させる。

15 その他

- (1) 入札参加申請資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加申請資料のヒアリングは実施しない。
- (3) 提出された入札参加申請資料等は返却しない。
- (4) 納入期限は、事情により変更することがある。

16 問合せ先

南房総広域水道企業団 業務課（契約担当）

〒298-0228 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地

電 話 0470-82-5651

F A X 0470-82-5654

E-mail keiyaku@m-sui.jp

(別紙1)

浄水薬品供給能力調査表

①	浄水薬品名				
②	会社名	名称		代表者名	
		担当者名 ⑩		電話番号	
③	製造業者			担当者名	
	工場所在地			電話番号	
④	当該薬品の供給能力	半年間・年間 t		月間最大 t	
⑤	ストック場所 及び貯蔵量	その1	工場		t
		その2			t

「記載注意事項」

- 1 貴社が代理店である場合
 - (1) 製造業者から貴社に対しての供給能力を記載してください。
製造業者の全供給能力を記載しないように注意してください。
※供給能力3,000tを有する製造業者が「A社」に500t、「B社」に1,000t、「貴社」に1,500tの薬品を供給する場合は本調査表には1,500tと記載してください。
 - (2) ②の欄に貴社名、③の欄に製造業者名を記載してください。
- 2 貴社が製造業者である場合
 - (1) 貴社から代理店等に供給する数量を除いた供給能力を記載してください。
貴社の全供給能力を記載しないように注意してください。
※供給能力3,000tを有する製造業者が代理店「A社」に700t、代理店「B社」に300t、「C社」に800tの薬品を供給する場合は本調査表には1,200tと記載してください。
 - (2) ②と③の欄の両方に貴社の社名を記載してください。
- 3 本調査表は令和8年2月13日現在のものとする。

(別紙 2)

品質規格 (仕様書抜粋)

(品質)

第 2 条 納入する水道用硫酸の品質は、次のとおりとする。

1) 品質規格

(規格 1)

項 目	規格 (濃度)
硫酸 (H_2SO_4)	75 % ~ 76 %

(規格 2)

「水道施設の技術的基準を定める省令」第 1 条第 16 号別表第 1 に掲げる基準に適合するものとする。

なお、設定最大注入率は 50mg/L とする。

2) 試験方法

規格 1 は、日本水道協会規格 JWWA-K-134:2005 (水道用濃硫酸)、規格 2 は、日本水道協会規格 JWWA-Z-109:2016 (水道薬品の評価試験方法) を適用する。

※ただし、水質基準に関する省令の改正等に伴い、上記試験方法が改正された場合は、最新の規格により試験を行うものとする。

- 2 前項の検査は以下のいずれかの機関によるものとし、契約日前 1 年以内の分析報告書又は納入品が日本水道協会の認証を受けている証明 (認証登録証の写し) を契約後に発注者に提出することとする。なお、検査費用は、製造業者又は代理店の負担とする。

計量証明事業所

水道法第 20 条に基づく検査機関